

独立行政法人 水資源機構 分任契約職  
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 カーマット洗浄機処分(オープンカウンタ方式)
- 2 業 務 場 所 栃木県鹿沼市口栗野839-2
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から 令和9年2月10日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 栃木県の産業廃棄物収集運搬業の許可及び栃木県の産業廃棄物処分業の許可を有していること。  
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
  - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。
  - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)  
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録の記録が残る方法に限る。)による。
  - 3)提出期限 **令和8年7月28日 12:00 まで**
  - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所  
**FAX番号 0277-97-3300**
  - 5)担 当 者 総務課 阿部
  - 6)質 問 書 提出期限 令和8年7月21日 12:00 まで
  - 7)見積回数 1回を限度とする。
  - 8)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 そ の 他
  - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
  - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

## カーマツト洗浄機処分 仕様書

### 1 業務概要

#### (1) 目的

渡良瀬川ダム総合管理所のカーマツト洗浄機について、法律その他関係諸法令の規定に基づき処分するものとする。

#### (2) 業務期間

契約締結翌日から令和9年2月10日まで

#### (3) 回収場所

栃木県鹿沼市口栗野839-2

#### (4) 処分品数量等

カーマツト洗浄機（MK精工） 1台

#### (5) 産業廃棄物管理票

ア 産業廃棄物の収集時、マニフェストの記載事項を確認し、所定欄に署名、押印すること。担当職員にA票を手渡し、残りのマニフェストを産業廃棄物とともに処分業者に回付し、B1票を手元に保管すること。運搬終了後、B2票（積み替えがある場合は、B4票、B6票）、D票、E票を速やかに担当職員へ提出すること。

イ マニフェストは業務委託料に含み、業務管理責任者が担当職員に必要量を提供すること。

#### (6) 注意事項

ア 許可された車両において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業許可書の写しを携帯すること。

イ 業務の遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか関係法令の規定を遵守するとともに、担当職員の指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

### 2 免許資格

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項及び第6項の規定により、（1）及び（2）の許可を有していることを要件とし、委託契約書を締結すること。

（1）栃木県の産業廃棄物収集運搬業の許可

（2）栃木県の産業廃棄物処分業の許可



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和8年7月15日に交付された「カーマット洗浄機処分」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

## く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

| くじ用数値 |   |   |
|-------|---|---|
| 1     | 2 | 3 |

※数字は、明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」  
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |

$123 + 4 = 127$   
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$   
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

| 見積業者  | 見積額       | くじ用順位 | くじ用数値 |
|-------|-----------|-------|-------|
| 〇〇工務店 | ¥500,000- | 0     | 123   |
| □□工業  | ¥600,000- |       | 999   |
| △△組   | ¥500,000- | 1     | 4     |
| ◎◎工業  | ¥500,000- | 2     | 1     |

$123 + 4 + 1 = 128$   
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$   
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。